

地図の利用手続の改正に関するよくあるご質問(FAQ)

<目次>

1. 手続改正について	1
2. 申請の要否	1
3. 出典の記載	4

<FAQ>

1. 手続改正について

1-Q1 今回の改正に至った経緯は？

A 近年、デジタルデータが普及し、オープンデータ化が推進されている状況を考慮し、国土地理院長の私的諮問機関である測量行政懇談会(委員長 清水英範東京大学大学院教授)の下で、地図の利用手続のあり方について検討が実施され、報告書(提言)が国土地理院長に提出されました。このような背景から、令和元年12月10日(火)に、地図等の利用手続の運用を改正するものです。

1-Q2 改正のポイントは？

A 主な改正点としては、「申請不要となる範囲の拡大」「承認基準の見直し」の2点であるが、そのほか、「承認を受けた旨及び承認番号の明示の簡潔化」「申請が不要の場合の出典の記載については、国土地理院コンテンツ利用規約を準用する」などです。

2. 申請の要否

【刊行物等に地図を挿入】

2-Q1 刊行物等に少量の地図を挿入して利用する場合、従来は、例えば「1ページの大きさに対し1/2以下の大きさで地図等の一部を掲載する場合 → 総ページ数の30%以内」など細かく規定されていたが、これはどうなったのか？

A これまでの刊行物等に少量の地図を挿入して利用する場合の規定に代わって、「書籍、パンフレットへの地図の挿入(地図帳、折込み地図を除く)は不要」ということに変更しました。

2-Q2 書籍に地図を挿入したいが、申請不要(出典明示)でよいのか？

A 書籍に地図を挿入する場合は出典の記載だけで利用可能です(申請不要)(地図帳、折込み地図を除く)。なお、ここでいう挿入には、書籍等の見開き全面に収まるサイズの地図を含めます。書籍等の見開き全面に収まらないものは、折り込み地図と見なします。また、書籍のメインコンテンツが地図である場合は地図帳と同等とみなして申請不要としません。

2-Q3 パンフレットを作成したい。どのような場合に申請不要となるのか？

A パンフレットでも、複数ページを綴じた冊子と、1枚ものの折り畳みパンフレットのもの(リーフレット)とあるが、冊子の場合は、書籍と同様の扱いとなります。1枚ものの場合は、リーフレットの片面の大半が地図の場合は、折り込み地図と同等とみなして申請不要とはなりません(製品タイトルでいえば「〇×マップ」「〇×地図」「〇×管内図」「〇×位置図」「〇×平面図」などが該当)。

【Web サイトに地図を挿入】

2-Q4 Web サイトに少量の地図を挿入して利用したい。これまでの規定で、例えば、「300×400ピクセル以下の大きさで地図等の一部(ラスタ形式)を掲載する場合」は申請不要などの規定があったが、これは廃止されたのか？

A そのとおりです。今後は、ウェブサイトへの地図の挿入(貼り付け)は、書籍に地図を挿入する場合と同等と見なして、原則として申請不要です。ただし、挿入した図をクリックした後に別窓が開き単体の地図が表示されるものは書籍等という折り込み地図と同等と見なし、申請不要としません。また、ウェブサイトのメインコンテンツが地図である場合は申請不要としません。

【増刷】

2-Q5 国土地理院の承認を得て複製または使用した成果品を増刷する場合、申請は必要か？

A 複製承認または使用承認を得て作成した成果品の増刷については、引き続き承認番号を明示することにより申請不要です。なお、画線のかすれ修正、軽微な誤りの訂正等であれば「増刷」と扱います。

また、令和元年12月10日に地図等の利用手続の運用が改正され緩和されましたが、改正前の運用では「申請必要」とされていたケースが、改正後の運用では「出典明示で申請不要」となるケースがあります(例 位置座標のないウォーキングマップの作成)。

改正前の運用下において国土地理院の承認を得て複製または使用した成果品を増刷する際は、出典の明示ではなく、以前得た承認番号を引き続き明示してください。

従前の運用である「承認の日から3年を限度として複製品の増刷を認める」との運用は、令和元年12月10日に地図等の利用手続の運用改正の際に撤廃しました。

【「位置座標のある成果物」「位置座標のない成果物」】

2-Q6 「位置座標のある成果物」「位置座標のない成果物」とは？

A 「位置座標」とは、デジタルデータの場合は座標のことをいいます。紙地図や出力図の場合は、地図に付けられる経度・緯度を表す線(又は図郭部に示される印)や数値をいいます。

なお、経緯度だけでなく平面直角座標が記載されたもの、ファイル名にタイル座標が付いた地図タイル画像などもここでいう「位置座標のある成果物」と扱います。また、ベクトル地図データから座標を削り、ある地域の注記のみ取り出して作成したテキストファイルは、「位置座標のない成果物」です。

2-Q7 施設の案内地図を全面に掲載したチラシ(隅に2次元バーコード(地図を表示するためのURLの情報)を配した)を作成してホームページに掲載したい。これは「位置座標のある成果物」「位置座標のない成果物」どちらなのか？

A 2次元バーコードには様々な情報(ホームページアドレス、メールアドレス)を含めることが可能ですが、このケースにある2次元バーコードには、地図を表示するためのURLの情報(経緯度とズームレベル)が含まれています(次ページ図参照)。この場合は、「位置座標のある成果物」といえます。



【承認を経て複製・使用した成果を更に複製・使用する場合(二次利用)】

2-Q8 測量法第 29 条又は第 30 条の承認を得た成果品を、更に複製・使用する場合(二次利用)にも申請は必要か？

A 承認を得た成果品の利用については、前提として承認を得た者からの許諾が必要です。複製承認を経て複製した成果を更に複製・使用する場合は、地図の利用手続フローに従ってください。また、使用承認を経て作成した成果を更に複製・使用する場合は、申請は不要です。

【地理院タイルをウェブサイト上でリアルタイムに読み込んで利用する場合】

2-Q9 地理院サーバー上の地理院タイルをリアルタイムで読み込み表示するウェブサイトやソフトウェアを製作する場合には、申請は必要か？

A その場合、地理院タイルは出典の明示のみで申請不要でご利用いただけます。出典は、「国土地理院」または「地理院タイル」等と記載していただき、地理院タイル一覧ページ (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>) へのリンクを付けてください。

3. 出典の記載

【測量成果の複製・使用承認申請が不要となる場合の出典の記載】

3- Q1 測量成果の複製・使用承認申請が不要となる場合の出典の記載は、どのようにすればよいか？

A 申請が不要の場合の出典の記載については、「国土地理院コンテンツ利用規約」を準用します。

国土地理院の地図等を利用する際は、申請不要の場合であっても、出典を記載してください。

また、国土地理院の地図等を編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。編集・加工した情報を、あたかも国土地理院が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

(出典記載例)

- ・ 出典:国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図
- ・ 出典:国土地理院撮影の空中写真(XXXX 年撮影)
- ・ 電子地形図 25000(国土地理院)を加工して作成
- ・ 地理院タイルに〇〇を追記して掲載

※参考 「国土地理院コンテンツ利用規約」より関係箇所を抜粋

1) 出典の記載について

ア コンテンツを利用する際は出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。

(出典記載例)

出典:国土地理院ウェブサイト(当該ページの URL) など

※活断層図又は都市圏活断層図を引用する場合は、調査者名を明記してください。

例)岡田篤正・廣内大助・松多信尚・宮内崇裕(2017):1:25,000 都市圏活断層図「中津川」, 国土地理院。

※学术论文や図書等に引用する際は、学会誌等が定めたルールに適した方法で引用してください。

イ コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。

なお、編集・加工した情報を、あたかも国(又は府省等)が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

(コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例)

・地理院タイル(標高タイル)を加工して作成

・「〇〇データ」(国土地理院)(当該ページの URL)をもとに〇〇株式会社作成

※ この資料は、変更される可能性がありますのでご注意ください。